

函 都 整

令和 7 年 (2025 年) 8 月 25 日

経済建設常任委員会委員 各位

都市建設部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

第 2 期 函館市空家等対策計画での「取組 4 項目」・「達成目標 3 項目」の実績・評価と課題・今後の方向性について

〔 都市建設部都市整備課  
電話 21-3366 〕

## ■第2期 函館市空家等対策計画での「取組4項目」・「達成目標3項目」の実績・評価と課題・今後の方向性について

### ◆「取組4項目」

※ 実績については特記していないものを除き、令和3年度から令和7年7月末までの数値を掲載している。

### 第2期 函館市空家等対策計画 令和3年度～令和7年度 (2021年～2025年)

計画	実績・評価	課題・今後の方向性
1 特定空家等の発生抑制		
(1) 空家等の実態把握		
① 管理不全となった空家等は、早期の対策が必要となることから、市の相談窓口（都市建設部、市民部）をよく周知し、市民からの通報や相談のほか、市内関係部局が連携して、早期の実態把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等の相談窓口については、市のホームページや「おくやみハンドブック」、空家に関するパンフレット等により周知を図った。</li> <li>また、市民からの通報や相談に加え、消防等の市内関係部局からの情報提供により把握した空家等について、現地調査を速やかに行うなど早期の実態把握に努めることで、所有者等への助言や指導につなげた。</li> <li>令和5年度には、産業道路の南側（西部地区・中央部地区を除く）の区域の実態調査を実施し、新たに638棟の管理不全な空家等が判明した。</li> </ul> <p>※ 特定空家等の推移については、別紙「参考資料（各年度ごとの空家の数）」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このほか、令和6年度には、市で把握している空家所有者等（1,768件）に対し、空家等の管理状況や今後の意向などを把握するため、意向調査（以下「R6意向調査」という。）を実施した。</li> </ul> <p>※ R6意向調査の回答数は807件、回答率は45.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R6意向調査において、回答者の1割強が「相談先がわからない」と回答したことから、早期の対策につながるよう、相談窓口について、より効果的に広報する必要がある。</li> <li>平成28年度に実態調査を実施した西部地区や中央部地区については、調査から年数が経過したことから、一部の空家等については現状を把握できていない状況にある。</li> <li>また、産業道路から北側の区域については、これまで実態調査を実施していない。</li> <li>実態調査の実施については、多くの時間と労力を要することから、より効率的な手法により実態把握に取り組む必要がある。</li> </ul>
② 空家データベースは、市民対応の迅速化や業務の効率化のため、GIS（地理情報システム）等と連動するなど見直しを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>GIS（地理情報システム）の住宅地図情報と空家台帳の情報を連動させたことにより、空家等に係る問い合わせがあったときに、通報等の場所や過去の相談状況などについて迅速に把握できるようになり、市民対応の迅速化や業務の効率化が図られた。</li> </ul>	
(2) 所有者等の当事者意識の醸成		
① 空家等の適切な管理は、所有者等が空家等の問題を認識し、管理の重要性を十分理解してもらう必要があることから、これまでの「市政はこだて」やホームページでの周知、相談会などに加え、専門的知識を有する専門家によるセミナーの開催のほか、パンフレットの配布窓口を増やすなど様々な機会を利用して、意識啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家所有者等に対し、空家等の所有者責任や空家等のまま放置した場合のリスクなどについて、ホームページやパンフレットなどによる周知のほか、出前講座や相談会など様々な機会を利用し意識啓発を図ることで、空家管理の重要性の理解増進に努めた。</li> </ul> <p>※ 空家に関するイベントの開催実績 出前講座 4回 空家相談会 5回（他団体主催のものに市職員が参加したものを含む。） セミナー 1回</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R6意向調査において、回答者の1割強が「相談先がわからない」と回答したことから、早期の対策につながるよう、相談窓口について、より効果的に広報する必要がある。</li> <li>管理が不十分な空家等の発生を抑制するため、今後は空家所有者等はもとより、現時点では空家等ではないが空家予備軍となりうる戸建て住宅所有の高齢者世帯などの住宅所有者に対しても、将来に向けて準備を進める意識づけを図っていく必要がある。</li> </ul>
② 管理不全の空家等の所有者等は、その状況を的確に把握し、早期の対応が必要なことから、所有者等に対する助言などの際に、空家の劣化・破損状況などを把握できる写真やパンフレットなども送付し当事者意識の啓発を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定空家等を含む管理が不十分な空家所有者等に対して助言・指導などの文書を送付する際には、空家等の劣化や破損状況などを示した現況写真を添付し、所有者等が状況を容易に把握できるようにしたことに加え、空家等に関する各種パンフレットを同封することなどにより、当事者意識の啓発を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R6意向調査において、「（空家等を）たれも管理していない」などと回答した方がいるなど、当事者意識が十分でない所有者等が一定程度存在することから、危機意識を醸成し、具体的な行動につながるよう、継続的に当事者意識の啓発を図っていく必要がある。</li> </ul>

計画	実績・評価	課題・今後の方向性
<p>(3) 相談体制の整備・強化</p> <p>① 市民からの情報提供や所有者等からの相談については、都市建設部と市民部が初期の窓口となり、個別の内容に応じて、関係部局と連携するほか、適宜、関係部局で組織する「函館市空家等対策連絡調整会議」で協議を行い、必要な措置を講じていきます。</p> <p>② 空家等の諸問題は、相続や権利関係などその内容が複雑化し、高い専門性が必要な場合もあることから、きめ細やかな助言により、管理不全な空家等の解消を推進するため、宅建業団体や建築士業団体など各団体相互間のネットワーク化により、相談窓口体制を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの情報提供や所有者等からの相談については、都市建設部（都市整備課）と市民部が初期の窓口となり、個別の内容に応じて関係部局と連携しながら、各種相談等の対応をした。また、「函館市空家等対策連絡調整会議」に、通学路の安全を確保するため、教育委員会学校教育部を追加し、体制の強化を図った。</li> <li>平成30年度に函館司法書士会と締結した「空家等対策に関する協定」に加え、令和4年度には、北海道宅地建物取引業協会および全日本不動産協会北海道本部と空家対策に関する協定を締結したことにより、不動産売買等の相談についても専門的な視点での対応ができるようになるなど、相談体制の強化を図った。</li> <li>相談を受けた宅建業者等は自らの伝手により他業者等の協力を得て対応した事例が多くなってきたことから、各団体相互間のネットワーク化は行わなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの情報提供や所有者等からの相談に適切に対応するため、今後においても、引き続き府内の関係部局が連携し適切な措置を講じていく必要がある。</li> <li>R6意向調査において、2割強が「（空家等を）どうすればよいかわからない」、1割強が「相談先がわからない」と回答するなど、一定数の空家所有者等がいまだ適切な相談窓口に辿り着けない状況にあるものと推察されることから、相談窓口について、より効果的に広報する必要がある。</li> </ul>

## 2 空家等の有効活用

### (1) 改修による空家等の再生支援

<p>① 空家のリフォームを希望する所有者に対しては、耐震改修のほか、省エネルギー・バリアフリー改修の工事費用の補助を受けることができる「函館市住宅リフォーム補助制度」を継続します。</p> <p>② 重点対象地区における空家等の活用は、街なか居住にもつながることから、新耐震基準を満たし、一定程度維持補修がなされてきた空家については、その活用を促進するため、外壁の塗装などの軽易な改修工事でも補助対象となるような補助制度を検討します。</p> <p>③ 空家等の再生支援のための補助制度については、その活用により空家の有効活用がなされた好事例をホームページで紹介するなど広く市民に周知します。</p> <p>④ 空家の利活用希望者に対しては、木造住宅耐震診断補助制度を継続しながら、空家の耐震性やインスペクション（建物状況調査等）のほか、リフォームなどについての情報提供が行われる国の「安心R住宅」制度の活用を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「函館市住宅リフォーム補助制度」の活用により、令和3年度から令和6年度までの間で、8件の空家等の解消が図られた。</li> <li>市外から西部地区・中央部地区へ移住する方を対象とした「函館市空家等改修支援補助金」を令和3年度に創設した。令和6年度までの間で、4件の利用があり、空家等の解消や街なか居住の促進が図られた。</li> <li>同補助金の利用促進を図るため、函館市地域交流まちづくりセンターで開催している「まちセン茶論」において、移住希望者などに対し周知を図った。</li> <li>「函館市空家等改修支援補助金」の交付を受けて改修工事を行った事例（2件）をホームページで紹介し周知を図った。</li> <li>ホームページ等で「安心R住宅」制度の周知を図ったが、この制度を活用する事業者数は、現在、市内に1事業者にとどまっている。</li> <li>なお、「安心R住宅」として登録された物件が活用に至った事例はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家の増加が見込まれるなか、空家の改修による利活用を促進するための支援策を引き続き実施していく必要がある。</li> <li>当該補助金の利用がなかった年度もあったことから、移住希望者の移住の実態やニーズ等の把握に努め、より利用されやすい補助制度とする必要があるほか、今後は、二地域居住者など多様なライフスタイルを希望する者の動向を把握する必要がある。</li> <li>今後においても、当該補助制度が移住希望者に広く周知が図られ、移住の後押しとなり、空家等の解消につながるよう、より効果的な広報に努める必要がある。</li> <li>空家の増加が見込まれるほか、引き続き当該補助制度を活用した好事例の周知を図ることで、空家等の改修による利活用を促進していく必要がある。</li> <li>「安心R住宅」制度は、登録にあたっての設備機器の更新や毎年度かかる登録費用が事業者の負担となっており、また、事業者にとって大きなメリットがないという理由から、現在、市内で同制度を活用している事業者は1社にとどまり、事業者数の増加に至っていない。また、制度を知らない事業者などに対して、制度の周知を行う必要がある。</li> </ul>
--	---	---

### (2) 需要と供給のマッチングの促進

<p>① 空家等の所有者の中には、売却や賃貸などを希望していても知識が不足していて、その手段が分からず、手付かずのままとなっている場合もあることから、分かりやすく利用しやすい売却等手段となるよう、市の空家情報バンクの設置を検討します。</p> <p>② 空家等の所有者が不存在で、管理不全な空家等については、空家や敷地の位置や周辺の状況などを踏まえ、必要に応じて、司法書士会などの各関係団体と連携しながら、民法における相続財産管理制度を活用し、令和元年度から令和7年7月末までにおいて4件の建物等について、裁判所への申し立て手続きを行い、その全ての手続きが完了し空家等が解消された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年3月に「函館市空き家バンク」を開設した。また、R6意向調査において同バンクに物件を掲載したいと回答があつた所有者等81名に対し、登録手続きに係る案内を送付し、登録を促した。</li> <li>同バンクへの申請件数は令和7年7月末現在で10件であり、そのうち登録済みは2件、手続き中は5件、掲載条件に該当しなかったケースが3件となっている。</li> <li>市が把握している空家所有者等が存在となっている建物については、司法書士会などの各関係団体と連携しながら、民法における相続財産管理制度を活用し、令和元年度から令和7年7月末までにおいて4件の建物等について、裁判所への申し立て手続きを行い、その全ての手続きが完了し空家等が解消された。</li> <li>相続財産管理制度と比較し、不動産の処分までの時間が短い「所有者不明土地・建物管理制度（令和5年度創設）」を活用し、令和7年7月末までにおいて3件の建物等について裁判所への申し立て手続きを行い、そのうち1件の手続きが完了し空家等が解消された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「函館市空き家バンク」は開設して間もないことから、引き続き周知に努め、掲載物件の増加を図ることにより、空家の売却や賃貸につなげていく必要がある。</li> <li>R6意向調査において、同バンクに物件を掲載したいと回答があつた所有者等81名のうち、既に申請があつた所有者等以外の方々について、申請に至らない理由を把握し、必要に応じて申請手続きの見直しなど、改善を図る必要がある。</li> <li>市が把握している空家等が存在となっている建物は、令和7年3月末時点では37件あることから、引き続き財産管理制度を活用し、空家等の解消を図る必要がある。</li> </ul>
---	---	--

計画	実績・評価	課題・今後の方向性	
③ 管理不全な空家等の防止・解消			
(1) 適切な管理に関する所有者等への情報提供			
① 空家等を自ら管理できない所有者等に対しては、空家等の定期的な管理の必要性などについて、各関係団体と連携し、その周知を図るとともに、高齢者なども利用しやすい空家等管理の代行サービス事業者の周知に努めるほか、リフォーム事業者および解体事業者についても周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等の適切な管理を促すため、ホームページへの掲載やパンフレットの配布のほか、近隣等から苦情等があった空家所有者等には個別にお知らせすることなどにより、空家等の定期的な管理の必要性などについて周知を図った。</li> <li>空家所有者等に対し、適宜、空家等管理の代行サービス事業者を紹介したほか、空家等の解体を検討する所有者等に対し、「函館市空家等除却支援補助金」を活用して工事を請け負った実績のある事業者の一覧を配布した。</li> <li>住宅リフォーム事業者の周知については、所有者等における住宅リフォーム事業者に係る紹介の希望がないなど、住宅リフォームに係る社会的認知が進んできたことから、これを行わなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R6意向調査では、「誰も管理していない」という回答が1割強、「(空家の)管理の手間が大変」という回答が3分の1強、「現住所から空家が遠い」という回答が半数弱を占めていることなど、空家等を定期的に管理できていないなどの実態がうかがえることから、空家等管理の代行サービス事業者等について、所有者等に対し、より効果的な周知を図るなど、適切な管理を促す必要がある。</li> </ul>	
	(2) 特定空家等の除却(解体)の支援		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「函館市空家等除却支援補助金」制度については、それまで重点地区(西部地区・中央部地区)のみであった補助対象区域を令和3年度に外環状線(通称:産業道路)の内側までと区域を拡大したとともに、令和4年度には補助対象要件を見直したことにより、令和3年度の補助金交付件数が6件であったところ、令和4年度以降は15件程度と増加し、特定空家等の除却(解体)が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R6意向調査では「(空家の)解体費用がない」との回答が4割弱を、「解体者への金銭支援(を望む)」との回答が半数以上を占めるなど、空家所有者等にとって空家等の解体に係る金銭的負担が大きいことから、引き続き特定空家等の除却(解体)への支援を図ることにより、除却を促進する必要がある。</li> </ul>	
② 除却(解体)の相談時などにおいて、相談者が解体事業者のほか、各金融機関の融資に係る優遇金利などの情報を要望する場合は、要望に対して十分な情報が提供できるよう情報の収集に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>除却(解体)の相談時などにおいて、解体事業者の紹介を求められるケースが多いところ、除却支援補助金を活用した工事を請け負った実績のある事業者の一覧を配布し情報提供を行った。なお、各金融機関の優遇金利などの情報についての問い合わせはなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該補助金の活用などにより、特定空家等のなかでも特に優先度の高い空家等(不良度の高い空家)の除却が図られてきたが、補助対象とはならない特定空家等が重点対象地区内に一定数あり、除却されないままの状態となっていることから、支援策の検討が必要である。</li> </ul>	
	(3) 法令等の適切な運用		
① 市民からの通報などにより、管理不全な空家等を把握した場合は、引き続き「特定空家等判定基準」により判定し、必要に応じて空家等の所有者等に対し、法に基づく助言または指導などの措置を講じます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理が不十分な空家等を把握した場合は、判定基準により判定を実施し、必要に応じて空家所有者等に対し、必要な措置を講じるよう、法に基づく助言や指導、勧告を行ってきた。</li> </ul> <p>※ (実績) 助言: 延べ3,284件、指導: 延べ99件、勧告: 延べ6件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法に基づく勧告を受けた空家等の敷地については、それまで適用されていた土地固定資産税等の減額措置(住宅用地特例)が解除されるところ、これまでに勧告した事例のうち1件については、住宅用地特例が解除された後、必要な措置が講じられたことから、勧告を撤回した。</li> <li>令和5年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正・施行され「管理不全空家」の規定が新たに定められたことに伴い、判定基準の見直しを行ったほか、見直し後の判定基準に基づき特定空家等の一部について再判定を行った。</li> <li>このほか、令和6年度に不動産の相続登記が義務化されたことから、空家のパンフレットなどに情報を掲載し周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態と認められる特定空家等の所有者等に対し、必要な措置を講じるよう、法に基づく助言や指導、勧告などを行う必要がある。</li> </ul>	
	② 法に基づき勧告を行った特定空家等に対し、命令などの行政処分を講じていく場合において、適正な手続きのもと速やかな措置が講じられるよう、国のガイドライン*を参照しながら、事務手続きや措置対応の手順を整理しマニュアル化を進めます。 ※「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家対策業務が迅速かつ適切に行われるよう、事務手続きや措置対応の手順を整理した「函館市空家対応マニュアル」の作成に取り組んでいるところであり、計画期間内(令和7年度中)に完成する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正前の判定基準に基づき判定した空家等について、法改正後の判定基準に基づき再判定を行う必要があるが、特定空家等の件数が少くないことから、まだ再判定が完了していない空家等が残っている状況にある。</li> </ul>
	③ 助言などの措置の間に、危険な状態が急迫した空家等となった場合は、条例に基づく「緊急時の管理行為」として、所有者に代わって市が必要最低限の措置を講じるほか、所有者等がやむを得ない事情により措置が行えない場合には、条例に基づく「措置の代行」として市が必要最低限の措置を講じます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な状態が急迫した空家等については、令和5年改正前の函館市空家等の適切な管理に関する条例に基づく「緊急時の管理行為」の実施(1件)により、市が必要最低限の措置を講じた。</li> <li>条例に基づく「措置の代行」の要請はなかった。</li> <li>令和5年の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正により、同法に緊急時の代執行が規定され、同規定に基づき対応できることとなったことから、条例における「緊急時の管理行為」の規定を削除した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後においても、危険な状態が急迫した空家等となった場合などに対し、法令等に基づき適切に対応する必要がある。</li> </ul>

計画	実績・評価	課題・今後の方向性
(4) 除却（解体）した空家等の跡地の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 空家等の跡地の活用促進については、跡地が抱える権利関係など複雑化した問題が多いことから、的確な助言がなされるよう、各関係団体と連携しながら、所有者が利用しやすい相談窓口の体制を構築します。</li> <li>② 空家等の跡地については、跡地のみでは土地利用が困難な場合もあることから、跡地周辺の土地も含めた活用策について、検討します。</li> <li>③ 跡地の所有者の中には、売却や賃貸などを希望していくても、知識が不足し、その手段がわからず、手付かずのままとなっている場合もあることから、市の空家情報バンクの設置を検討するなかで、跡地のバンク登録についても検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度に函館司法書士会と締結した「空家等対策に関する協定」に加え、令和4年度には、宅建業団体（2団体）と空家対策に関する協定を締結したことにより、不動産売買等の相談についても専門的な視点での対応が可能となり、相談体制の強化につながった。</li> <li>・ 空家等の中には、敷地が狭小である、囲繞地であるなどの理由により長期間にわたって跡地利用のめどがたたず除却が進まないものもあるところ、長期間にわたって放置されたことにより、不動産登記情報だけでは所有者が判明せず、土地利用が進まないものもあった。</li> <li>・ 跡地の活用については、達成目標を上まわっている状況にあり、また、跡地の活用について市に対する相談もなかった状況であったため、跡地のバンク登録制度の創設は行わなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後においても、専門的な視点での対応が可能となるよう、相談体制の維持が必要である。</li> <li>・ 敷地が狭小、囲繞地である空家等の跡地利用の活用が進むよう、不動産登記情報だけでは所有者が判明せず、所有者調査も困難なものについて、土地利用を希望する者の要望に応じて所有者等の情報を把握・提供するような仕組みが必要である。</li> <li>・ 現時点では、跡地のバンク制度創設の必要性はないものの、今後、跡地の活用がされず、かつ、跡地の活用についての相談が多く寄せられるなどの状況が生じ、跡地の処理に係る跡地のバンク制度の需要があると判断された場合には、制度の創設について検討する必要がある。</li> </ul>

#### 4 適切な空家等対策の実施

##### (1) 実施体制および庁内連携の強化

管理不全な空家等を把握した場合は、その個々の内容に応じて、空家等対策連絡調整会議での協議や関係部局との連携により、適切な措置を講じていきます。また、長期的な対応が必要な場合は、庁内連携による継続した助言指導ができるよう、より一層の体制強化を図ります。

##### (2) 空家等対策連絡調整会議

庁内での情報共有および施策等の円滑かつ適切な遂行のために庁内12の関係部局（総務部、財務部、市民部、保健福祉部、環境部、土木部、都市建設部、消防本部、戸井支所、恵山支所、樅法華支所、南茅部支所）で組織する会議により、個別具体的な調整を図ります。

- ・ 空家等対策連絡調整会議については、令和5年度に教育委員会学校教育部を構成員に追加し体制強化を図った。
- ・ 管理不全な空家等を把握した場合は、庁内の関係部局と個別に連携をし、対応などについて調整を図りながら空家等の対策を実施した。
- ・ 個別具体的な対応にあたって「函館市空家等対策連絡調整会議」を開催してまで調整を図らなければならないものはなかった。

今後においても、管理不全な空家等を把握した場合は、必要な助言・指導等を行えるよう、必要に応じ「函館市空家等対策連絡調整会議」での協議や関係部局との連携により、個別具体的な対応などの調整を図っていくことが必要である。

#### ◆ 「達成目標3項目」

### 第2期 函館市空家等対策計画 令和3年度～令和7年度 (2021年～2025年)

計画	実績・評価
① 重点対象地区における180棟の特定空家等の解消を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点対象地区における特定空家等の解消 (補正後目標件数 144棟★) 令和3年度～令和6年度までの実績 : 120棟 (達成率 83. 3%)</li> </ul> <p>※ 特定空家の解消（除却） 西部地区 51棟、中央部地区 69棟 ・・・ 計 120棟</p>
② 重点対象地区における110棟の空家等の活用（除却した跡地を含む）を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点対象地区における空家等の活用 (補正後目標件数 88棟★) 令和3年度～令和6年度までの実績 : 180棟 (達成率 204. 5%)</li> </ul> <p>※ 除却した跡地に新たに建築 西部地区 32棟、中央部地区 70棟 ・・・ 計 102棟</p> <p>※ 除却した跡地を駐車場で活用 西部地区 41件、中央部地区 37件 ・・・ 計 78件</p>
③ 重点対象地区以外の4地区における140棟の特定空家等の解消を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点対象地区外における特定空家等の解消 (補正後目標件数 112棟★) 令和3年度～令和6年度までの実績 : 74棟 (達成率 66. 1%)</li> </ul> <p>※ 特定空家の解消（除却） 東中央部地区 21棟、北東部地区 31棟、北部地区 13棟、東部地区 9棟 ・・・ 計 74棟</p>

★ 第2期計画の計画期間（令和3年度～令和7年度=5年間）中の目標値を令和3年度から令和6年度までの年数（4年間）で補正

## 参考資料（各年度ごとの空家の数）

## ■管理不全な空家の数

単位：（棟）

地区名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【西部地区】	394	391	389	319
前年度との差異	▲12	▲3	▲2	▲70
内訳	年度中に除却された棟数	▲16	▲29	▲28
	うち補助解体の棟数	(3)	(6)	(7)
	年度内に新たに判明した棟数	4	26	26
	うち通報等により把握	4	26	26
	うち実態調査により把握			
【中央部地区】	332	323	347	296
前年度との差異	▲11	▲9	24	▲51
内訳	年度中に除却された棟数	▲18	▲29	▲26
	うち補助解体の棟数	(1)	(6)	(7)
	年度内に新たに判明した棟数	7	20	50
	うち通報等により把握	7	20	50
	うち実態調査により把握			
【東央部地区】	176	194	399	359
前年度との差異	0	18	205	▲40
内訳	年度中に除却された棟数	▲10	▲5	▲16
	うち補助解体の棟数	(0)	(0)	(0)
	年度内に新たに判明した棟数	10	23	221
	うち通報等により把握	10	23	33
	うち実態調査により把握			188
【北東部地区】	181	198	546	475
前年度との差異	13	17	348	▲71
内訳	年度中に除却された棟数	▲10	▲15	▲26
	うち補助解体の棟数	(0)	(1)	(1)
	年度内に新たに判明した棟数	23	32	374
	うち通報等により把握	23	32	28
	うち実態調査により把握			346
【北部地区】	58	60	162	145
前年度との差異	3	2	102	▲17
内訳	年度中に除却された棟数	▲4	▲5	▲10
	うち補助解体の棟数	(2)	(1)	(0)
	年度内に新たに判明した棟数	7	7	112
	うち通報等により把握	7	7	8
	うち実態調査により把握			104
【東部地区】	185	185	186	185
前年度との差異	0	0	1	▲1
内訳	年度中に除却された棟数	▲9	▲4	▲3
	うち補助解体の棟数			
	年度内に新たに判明した棟数	9	4	4
	うち通報等により把握	9	4	4
	うち実態調査により把握			
合計	1,326	1,351	2,029	1,779
前年度との差異	▲7	25	678	▲250
内訳	年度中に除却された棟数	▲67	▲87	▲109
	うち補助解体の棟数	(6)	(14)	(15)
	年度内に新たに判明した棟数	60	112	787
	うち通報等により把握	60	112	149
	うち実態調査により把握			638

■管理不全な空家のうち特定空家等の数

単位：(棟)

地区名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【西部地区】	92	96	89	60
前年度との差異	▲1	4	▲7	▲29
内訳				
年度中に除却された棟数	▲5	▲14	▲17	▲15
うち補助解体の棟数	(3)	(6)	(7)	(3)
年度内に新たに判明した棟数	4	18	10	0
うち通報等により把握	4	18	10	0
うち実態調査により把握				
【中部地区】	99	93	100	74
前年度との差異	▲8	▲6	7	▲26
内訳				
年度中に除却された棟数	▲15	▲14	▲16	▲24
うち補助解体の棟数	(1)	(6)	(7)	(9)
年度内に新たに判明した棟数	7	8	23	3
うち通報等により把握	7	8	23	3
うち実態調査により把握				
【東央部地区】	68	76	107	66
前年度との差異	3	8	31	▲41
内訳				
年度中に除却された棟数	▲7	▲2	▲8	▲4
うち補助解体の棟数	(0)	(0)	(0)	(2)
年度内に新たに判明した棟数	10	10	39	5
うち通報等により把握	10	10	9	5
うち実態調査により把握			30	
【北東部地区】	51	53	94	46
前年度との差異	7	2	41	▲48
内訳				
年度中に除却された棟数	▲5	▲7	▲9	▲10
うち補助解体の棟数	(0)	(1)	(1)	(1)
年度内に新たに判明した棟数	12	9	50	1
うち通報等により把握	12	9	12	1
うち実態調査により把握			38	
【北部地区】	14	13	22	16
前年度との差異	4	▲1	9	▲6
内訳				
年度中に除却された棟数	▲3	▲2	▲7	▲1
うち補助解体の棟数	(2)	(1)	(0)	(0)
年度内に新たに判明した棟数	7	1	16	0
うち通報等により把握	7	1	4	0
うち実態調査により把握			12	
【東部地区】	56	55	54	51
前年度との差異	7	▲1	▲1	▲3
内訳				
年度中に除却された棟数	▲2	▲3	▲2	▲2
うち補助解体の棟数				
年度内に新たに判明した棟数	9	2	1	2
うち通報等により把握	9	2	1	2
うち実態調査により把握				
合計	380	386	466	313
前年度との差異	12	6	80	▲153
内訳				
年度中に除却された棟数	▲37	▲42	▲59	▲56
うち補助解体の棟数	(6)	(14)	(15)	(15)
年度内に新たに判明した棟数	49	48	139	11
うち通報等により把握	49	48	59	11
うち実態調査により把握			80	